（仮称）川越市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（素案）の概要

平成２５年４月
生活福祉課

１　趣旨

川越市では、被保護者等住居・生活サービス提供事業に対し必要な規制を定めることにより、当該事業を行う者の業務の適正な運営を確保し、利用者の処遇を改善するとともに、その自立の支援を図ることを目的に「(仮称）川越市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例」の制定について検討を進めています。

これまでの市の検討状況をまとめた資料を公表し、市民の皆さまから御意見を募集するものです。

２　内容

１　対象事業

次に掲げる事業（「被保護者等住居・生活サービス提供事業」）とします。ただし、①社会福祉法第 2 条第 3 項第 8 号に定める事業を除き、法令によりその開始につき行政庁の許可等の処分や届出を要するものとされている事業、②法令によりその設置につき行政庁の許可等の処分や届出を要するものとされている施設に係る事業、③その他①、②に類する事業を除くこととします。

(1)　2 人以上の被保護者等（生活保護法に定める被保護者及び保護開始の申請をしている者をいいます。）に、住居等（住居又は宿泊所その他の居住の用に供する施設をいいます。）及び生活サービス（衣類、食材等の日常の生活必需品の供与、食事、金銭の管理その他の生活に関するサービスをいいます。）を提供する事業

(2)　2 人以上の被保護者等に、住居等を提供するとともに、自己の指定する者に生活サービスを提供させる事業

(3)　2 人以上の被保護者等に、生活サービスを提供するとともに、自己の指定する者に住居等を提供させる事業

(4)　2 人以上の被保護者等に、自己の指定する者に住居等及び生活サービスを提供させる事業

(5)　(2)から(4)までの指定を受けて、これらに定める被保護者等に住居等又は生活サービスを提供する事業

２　対象事業の届出

事業者（1 の(5)に掲げる事業を行う者を除きます。）は、対象事業を開始したときは、氏名・名称等を市長に届け出なければならないこととします。また、届出事項に変更を生じたとき、対象事業を廃止したときも届け出なければならないこととします。

３　対象事業の利用の申込み時の説明

事業者は、被保護者等からの申込みがあった場合には、その被保護者等に、5 に規定する事項について説明しなければならないこととします。この場合、住居・生活サービス

提供契約（事業者と被保護者等との間で締結される対象事業に係る契約をいいます。）の内容及びその履行に関する事項について併せて説明するよう努めなければならないこととします。

４　住居・生活サービス提供契約の締結時の書面の交付

事業者は、住居・生活サービス提供契約を締結したときは、契約の相手方である被保護者等に、次の事項を記載した書面を交付しなければならないこととします。

(1)　事業者の氏名・名称及び住所・主たる事業所の所在地

(2)　サービスの内容

(3)　被保護者等が支払うべき額に関する事項

(4)　サービスの提供開始年月日

(5)　苦情を受け付けるための窓口

(6)　契約の期間

５　住居・生活サービス提供契約の締結等に係る制限

(1)　事業者は、住居・生活サービス提供契約の締結に際しては、次の事項を定めなければならないこととします。

ア　契約の期間

イ　被保護者等が契約解除の申入れをしたときは、事業者は遅滞なく契約解除する旨

ウ　事業者が契約解除するときは、事業者は理由を示してその予告をする旨

エ　ウによる契約解除の日がその契約期間の満了日である場合を除き、契約期間の満了に際して、被保護者等が契約更新の申入れをしたときは、事業者は契約更新する旨

(2)　事業者は、住居・生活サービス提供契約の締結に際しては、次の事項を定めてはならないこととします。

ア　１年を超える契約期間

イ　被保護者等が契約のうち生活サービスの提供に関する事項に係る契約を解除することを理由として、事業者が契約のうち、住居等の提供に関する事項に係る契約を解除する旨

ウ　被保護者等が契約解除した場合に、その被保護者等が契約解除に伴う違約金を支払う旨

６　契約書等の提出

事業者は、住居・生活サービス提供契約の締結又は更新をしたときは、その契約書の写しなどの書面を市長に提出しなければならないこととします。

７　住居等の居室の利用世帯等

事業者は、住居等における１の居室を２以上の世帯に利用させないよう、また、住居等における被保護者等１人当たりの居住の用に供する専用部分（収納設備に係る部分を除きます。）について、床面積を4.5平方メートル以上、かつ、空間の容積を9.45立方メート

ル以上とするよう努めなければならないこととします。

８　住居等の提供に係る額の取扱い

事業者は、住居等の提供につき被保護者等が支払うべき額について、社会通念上相当と認められる額となるように定めるものとすることとします。

９　被保護者等の虐待防止及び自立支援

事業者は、対象事業を行うに当たっては、被保護者等の権利利益を侵害することがないよう、被保護者等に対する虐待防止に関する取組を推進し、また、被保護者等の自立支援を促すため、市が実施する自立支援に関する施策に協力するものとすることとします。

10　報告の徴収及び立入検査等

この条例の施行に必要な限度において、事業者に、報告の徴収や立入検査等を行うことができることとします。

11　事業の停止等

(1)　2 の開始の届出をしない事業者が、対象事業に関し不当に営利を図り、又は被保護者等の処遇につき不当の行為をしたときは、市長はその事業者に、対象事業の制限・停止を命ずることができることとします。

(2)　事業者が、2 の変更・廃止の届出の定め、若しくは 4（(6)に掲げる事項に係る部分を除きます。）に違反し、10 の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、10 の立入り、検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は対象事業に関し不当な営利を図り、若しくは被保護者等の処遇につき不当の行為をしたときは、市長はその事業者に、対象事業の制限・停止を命ずることができることとします。

12　勧告

4（(6)に掲げる事項に係る部分に限ります。）、5、6 又は 9（虐待防止に係る部分に限ります。）の定めに違反していると認めるときは、市長はその事業者に、必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとします。

13　公表

事業者が 12 の勧告に従わなかったときは、市長はその旨及び勧告の内容を公表することができることとします。

14　保護の実施機関との連携

市長は、必要な限度において、事業者に関する情報を生活保護法第 19 条第 4 項に規定する保護の実施機関に提供するものとします。

事業者が 2、3 の前段、4、5、8 又は 9（虐待防止に係る部分に限ります。）の定めに違反する疑いがあると認めるときは、保護の実施機関に対して事業者に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができるとともに、市長に対し、必要な措置を講ずべきことを求めることができることとします。

15　適用除外

(1)　2、3の後段、4（(6)に掲げる事項に係る部分を除きます。)、10、11及び16は、社会福祉法第２条第３項第８号に定める事業については、適用しないこととします。

(2)　5は、借地借家法が適用される建物賃貸借契約については、適用しないこととします。

16　罰則

11の(1)又は(2)に定める制限又は停止の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する定めを設けるとともに、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関し、この違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又はその人にもこの罰金刑を科する定めを設けることとします。

３　施行予定日

平成25年10月1日

４　その他

条例制定に伴い必要となる経過措置について定めることとします。